

令和 5 年度沖縄地方最低賃金審議会 第 2 回運営小委員会

日 時 : 令和 5 年 8 月 7 日 (月) 14 : 00～

場 所 : 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 共用大会議室 (2 階)

議事次第

- 1 沖縄県新聞業最低賃金ほか 3 業種に係る改正の必要性の有無について
 - ① 使用者意見概要書について
 - ② 産業別最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討
- 2 その他

令和 5 年度沖縄地方最低賃金審議会

第 2 回運営小委員会資料一覧

1 特定(産業別)最低賃金関係労働者の考え方 (再掲)

- ・ 沖縄県糖類製造業

P 1 ～P 2

- ・ 沖縄県新聞業

P 3 ～P 4

- ・ 沖縄県各種商品小売業

P 5 ～P 6

- ・ 沖縄県自動車(新車)小売業

P 7 ～P 8



2023年7月3日

糖類製造業

申出代表者 石川 幸治

糖類製造業額

特定(産業別)最低賃金審議に対する労働側考え方

糖類製造業で働く人たちは、生産性向上と事業の安定継続、発展を目指して日夜業務に取り組んでいます。

沖縄の基幹産業として、食料自給率の向上、地域の経済発展と雇用効果、県民生活の維持・向上に寄与しています。

サトウキビ農家は本島から離島の全域までおり、県民の生活の支えでもあります。また、黒糖などのように各地域の特産品として、ブランド化され、経済の一翼を担っています。

糖類製造業が特定(産業別)最低賃金の対象業種として存在することは、糖業の重要性を示すものであります。国も糖類製品に政策としての支援事業があることも、糖業の重要な特性であります。

「沖縄の基幹産業」としての役割を果たしていくため、地域別最低賃金より優位な、特定(産業別)最低賃金の設定が他産業と比較した優位性を法的に示すものであり、公正な競争で魅力ある糖類製造業の創造にも繋がることから、今年度も改定の申出を行います。

主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

以上



令和5年6月25日
新聞業
申出代表者 比屋根真澄

新聞業特定(産業別)最低賃金の審議に対する労働側の考え方について

新聞産業における経営基盤が、インターネットやSNS(会員制交流サイト)の広がりなどを背景に、厳しさを増している状況です。コロナ禍や円安、物価高騰などの国内外の環境の変化も追い打ちをかけています。一方で、これまで培ってきた取材網と取材力を発揮してファクト(事実)を正しく国民に伝える新聞のメディアとしての役割は、人権を脅かすようなデマやヘイトスピーチの問題が広がる現代では、より重要になっていると考えます。

離島県である沖縄では宮古や八重山地域にも新聞社があり、地域に密着した情報を発信しています。地域のメディアが自らの地域、生活について考える根拠となる情報を提供し、読者の知る権利に応えることは健全な民主主義社会構築のために不可欠であり、また、報道以外の事業も地域の文化や経済の活性化に寄与していると自負しています。

その新聞業を支えているのは、現場の従業員です。業界全体の維持・発展のためにも、安定した生活が得られなければ健全なジャーナリズムは維持されず、新聞社としての使命を果たせない事態を招きかねません。

新聞業界では近年、離職者が多く、入社希望者は減少傾向にあります。特に最低賃金の具体的な適用対象と想定されるパート、アルバイト労働者は募集してもなかなか集まらないのが現状です。低賃金層の待遇改善が図られないことで人が集まらず、現場の労働環境が逼迫し業務に影響が出てさらに売り上げが低下する…という悪循環を招かないためにも、最低賃金の引き上げは喫緊の課題です。新聞産業を支えているパート、アルバイト労働者の待遇改善は、新聞産業が魅力ある産業であり続けるために必要不可欠で、経営側にとっても業務の発展に寄与するものと考えます。

また、沖縄県では新聞業に「特定(産業別)最低賃金」を定め、他の産業より高い水準の賃金を設定することで、企業、産業の魅力を高めています。上記のように採用・定着が厳しい状況では不可欠な制度ですが、一般の最低賃金との差が縮小しており、採用・定着への悪影響が懸念されます。新聞産業がコロナ禍を乗り越え、健全に維持・発展するためにも優秀な人材の確保が必須で、適正な特定最低賃金の改善を求めます。労使双方で建設的な議論を交わすことができればと思います。



令和 5 年 7 月 25 日
各 種 商 品 小 売 業
申出代表者 森田 和也

各種商品小売業

特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働者側の考え方について

衣・食・住を扱う「各種商品小売業」は、全ての沖縄県民にとって日常生活には欠かせない産業であります。

日常の生活に密接し、台風等の災害時や正月・旧盆の時期も 365 日、衣・食・住を提供しています。また、営業時間も 24 時間営業など朝から深夜まで懸命に働く者が、県民の生活を支えることに対して、日々、使命感を持って仕事をしています。

新型コロナウイルス感染症という未曾有の災禍においても、感染防止に努め生活必需品の供給責任などを果たしてきた、小売業で働く方たちの重要性について、多くの県民が再認識したのではないかと思います。

しかしながら現実には、小売業で働く人たちは、最低賃金に近い待遇で働いています。

ウクライナ情勢等を起因とする資源価格の上昇や為替の影響により、様々な商品が値上がりをしていることにより、生活が厳しくなったことを実感している人も多いのではないのでしょうか。この物価の急上昇は、とりわけ最賃近傍で働く、私たち商品小売業従事者にも大きなダメージを与えています。

「各種商品小売業」にとって、本年も特定（産業別）最低賃金の改正がなされず、地域別最低賃金と同等になった場合、他産業との賃金格差は広がり、他の企業や業種のみには労働者が集中してしまい、本産業の発展や現場の維持を阻害する可能性があり、現実、人員不足の店舗では時間外労働の増加となっております。

物価上昇に伴い家計が苦しくなり、主婦層の就職意欲が高まっているとのデータがあります。しかしながら求職者の多くは、勤務条件はより時給の高いところ希望しており、「パート、派遣、契約等」で雇用されていた多くの人々が、低賃金や土日・祝日、夜間勤務を理由に他の業種に転職している現状があります。「各種商品小売業」を魅力ある産業とし、就業する場として選ばれるためにも、特定（産業別）最低賃金の引き上げは必要だと考えます。

特定（産業別）最低賃金の審議を通じて、労使ともに公正競争への理解を深めることは、沖縄のライフラインを支える重要な小売産業の維持・発展と、そこで働くものの暮らしの豊かさの両立につながります。

以上の考え方を踏まえた審議となるよう、ご理解お願い致します。

以上



令和 5 年 7 月 2 4 日

自動車小売業（新車）

申出代表者 當眞 義也

自動車小売業（新車）最低賃金 改正の必要性について

自動車産業は日本の基幹産業であり、その自動車小売業（新車）を支えているのはそこで働く「人」であります。停滞している産業・企業の競争力を向上させるためには、「労働の価値」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、「人」の意欲と活力を高めて「お客様と地域から選ばれる」必要がある。自動車は、県民の日常生活に必要不可欠であるとともに、経済を支える重要な基幹産業です。基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定（産業別）最低賃金は、産業の魅力を高め、競争力の源泉となる人材確保、地域産業・企業の活性化に繋がる。そこに働くことの価値を高めるべく、当該産業に相応しい水準に引き上げることが必要不可欠であります。

自動車小売業（新車）に従事する労働者は 1, 9 4 0 人となっており、その中で労使交渉による労働協約で保護された労働者は 1, 2 4 3 人と過半数を超えています、残り 6 9 7 人の労働者にとっては、自動車小売業（新車）最低賃金はその効果を発揮し産業の魅力向上と公正競争に寄与していかなければならない。ですが、現在は地域別最低賃金が適用される状況となっている。

現在、第 9 波のコロナ禍とも言われておりますが、感染法上の分類が 5 類へ変更後は個人、企業もこれまで学んだ感染予防策を講じ活動を再開させ、コロナ禍による落ち込みからの回復のため、業界労使一体となって懸命に取り組んでいます。2 0 2 2 年 2 月より始まったロシアによるウクライナ侵攻を発端に物価高騰が追い打ちをかけており、日本企業も本腰をいれインフレへの対策を講じ公正な企業間競争を確保し、全産業の健全な発展を実現させていかなければなりません。

また、世界の目標である 2050 年カーボンニュートラルに対しても全産業が力を合わせ達成に向け動きだしており、国内では自動車販売業（新車）に関しては、2035 年までに「乗用車新車販売で電動車 100%を実現」が成長戦略の方向性にて示されています。産業の活性化と成長が急務とされ、関連産業（水素事業、次世代燃料、電動車充電設備等）とのサプライチェーンがなければ達成は難しく、産業構造や経済社会が変革する覚悟で取組み、沖縄の労働者が変わったと実感できる事が必要な時期にきています。次世代の子供達の為にも、産業の活性化と選ばれる産業である必要があります。

私達が自動車を通じて観光や県経済、県民の足として社会へ貢献していくためにも自動車産業は牽引役でなければなりません。近年の整備士の離職問題も含め企業としての努力だけでは追いつけないスピードで変化しております。各企業新入社員の賃金の引き上げを毎年行っており、今年主要企業纏めでは平均 11,457 円の引き上げをし、人材の獲得競争に取り組んでおります。本土企業の参入や好条件の他産業に人材が流出すると企業の存続すら危ぶまれる。人材不足倒産とならない為に、若い人材の就職選択肢となる為、教育制度や休日数、福利厚生、学校訪問等の活動等も行っております。

そのような状況下において、特定（産業別）最低賃金が、地域別最低賃金と同一とされていることに強い懸念があります。特定（産業別）最低賃金の対象業種であることの産業の魅力を発揮し、優位性を担保する為にも、当該産業労使にて改正の必要性を理解し、その優位性について十分に協議し産業全体を強くする一助となると確信しております。

厳しい労働環境といわれている自動車産業で、魅力要素として特定（産業別）最低賃金が設定されている業種であり、今こそ労使のイニシアティブを発揮できるよう、専門部会など自動車産業に相応しい「現場力」を支える水準的優位性を協議できる場が必要であります。

重ねてのお願いにはなりますが、当該産業関係団体の日本自動車販売協会沖縄県支部などに必要性の有無の判断を委ねて頂きたく強く要請申し上げます。公正競争の確保を主たる目的とし、地域の労使間で問題や意見を共有、反映できる場が必要なのです。下記に示すように沖縄においては、4年間審議入りできず地域別最低賃金が適用される状況であり、全国で一番低い金額であります。産業として魅力を高めるため、さまざまな問題について議論するためにも、（特定）専門部会の設置をお願い致します。

2012 年改正後 特賃 681 円（前+10 円）
2013 年改正後 特賃 698 円（前+17 円）
2014 年改正後 特賃 705 円（前 +7 円）
2015 年改正後 特賃 717 円（前+12 円）
2016 年改正後 特賃 732 円（前+15 円）
2017 年改正後 特賃 750 円（前+18 円）

2018 年改正後 特賃 770 円（前+20 円）

2019 年改正無 特賃 770 円（地賃 790 円）

2020 年改正無 特賃 770 円（地賃 792 円）

2021 年改正無 特賃 770 円（地賃 820 円）

2022 年改正無 特賃 770 円（地賃 853 円）